

令和5年度  
ふくま振興会定期総会  
議案書



日時：令和5年5月11日（木）19：30～

会場：服間公民館 多目的ホール

# わたしたちの誓い

## — 越前市民憲章 —

わたしたちは、恵まれた自然と輝かしい伝統にはぐくまれた越前市民です。

この郷土を愛し、心と力をあわせ、なおいっそうの発展をめざすため、次のことを誓います。

- 一 わたしたちは、日野の峰のように、高い理想をいただき、  
豊かな未来をきずきます。
- 一 わたしたちは、日野の流れのように、うるおいと  
安らぎのある環境をつくれます。
- 一 わたしたちは、桜の木のように、  
力強くすこやかに成長します。
- 一 わたしたちは、菊の花のように、  
やさしさと思いやりをもって助けあいます。
- 一 わたしたちは、国府の文化と匠<sup>たくみ</sup>の技を生かし、  
学びの輪をひろげ、世界にはばたきます。

## 令和5年度 ふくま振興会定例総会 議案

### 第1号議案

- (1) 令和4年度事業報告について
- (2) 令和4年度収支決算報告及び監査報告について

### 第2号議案

- (1) 令和5年度事業計画（案）について
- (2) 令和5年度収支予算（案）について

### 第3号議案

令和5年度ふくま振興会会費（案）について

### 第4号議案

令和5年度 役員の承認について

令和4年度 事業報告

部会	事業名	参加者数等	内容報告
総務広報部	自治振興会運営に関する事業		<ul style="list-style-type: none"> <li>・振興会活動保険業務</li> <li>・自治振興会の運営に関する事務局業務</li> <li>・総会、地域ミーティング等 会議の開催</li> <li>・企画会議及び理事会の開催</li> </ul>
	広報事業		<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報ふくま発行（月1回 公民館共催）</li> </ul>
	研修事業	213	<ul style="list-style-type: none"> <li>・服間わいわい塾（5月～3月）（公民館学級共催）</li> <li>・ふくま高齢者学級（5月～3月） （公民館学級・シニアクラブ共催）</li> <li>・男女共同参画事業</li> </ul>
	夏まつり事業	地区全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふくま夏まつり（小次郎公園）（8/6）</li> </ul>
	今立4地区連携イベント事業	中止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・越前げんきフェスタ中止</li> </ul>
防災安全部	安全防災環境整備事業	3町内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内防災備品整備補助（3町内）</li> </ul>
	防災啓発活動事業		<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災備品点検補充</li> </ul>
	見守り活動事業		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポリスサンタ（12/12）</li> <li>・防犯カメラ設置（2台）</li> </ul>
	防犯灯補助事業	14町内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内管理防犯灯電気料補助（14町）</li> </ul>
生活環境部	狭隘道路の除排雪に関する事業	地区全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・除雪（A路線）除雪費補助（B路線）</li> </ul>
	町内整備事業	7町内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区道整備、公民館整備等</li> </ul>
	有害鳥獣対策事業		<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲料用井戸水検査（豚熱対策）結果説明会（11/2）</li> <li>・エアガン配布（31台）・取扱説明会（9/22）</li> </ul>
	雪解けクリーン作戦事業	地区全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各町内にてゴミ拾い、側溝の泥上げ 等 （3～4月）用具、お茶の配布</li> </ul>
	河川一斉清掃事業	地区全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各町内にて河川、堤防の草刈り清掃（7～8月）</li> </ul>

部会	事業名	参加者数等	内容報告
福祉部	ふれあい いきいきサロン事業	15町内	・ふれあいいきいきサロンの活動支援 仲間とのふれあいを通じて健康維持、 介護予防に努める
	おたっしゃ会事業	360	・おたっしゃ会記念品配布 (9/18)
	福祉ネットワークの強化事業	230	・福祉ネットワーク会議、福祉研修会 ・認知症予防講習会 (3回)
	ふれあい食事サービス事業	161	・ふれあい食事サービス (12/11)
青少年育成部	集落子供会活動支援事業	1町内	・町内子供会活動助成 (1町内)
	地域子供教室支援事業	77	・子供教室のびのび服間っ子 (公民館学級共催) 七夕飾り (6/26)、クリスマスイルミネーション点灯 式 (12/3)、合宿通学 (11/26-27)
	青少年地域定着促進事業	11	・新成人のつどい (11名) を祝福 (1/8) 記念集合写真、フォトブック ・新成人おしゃべりサロン
	新生児地域祝福事業	5	・服間地区に誕生した新生児に記念品 (5名)
健康スポーツ部	地区体育祭事業	90	・服間地区ウォーキング大会 (体育祭代替事業) (10/10)
	各種スポーツ愛好者大会事業	92	・世代間交流SMボーリング大会 (12/11) ・世代間交流囲碁ボール大会 (3/25) (シニアクラブ、公民館共催)
	健康づくり事業	31	・3歳児虫歯のない子表彰 (9名 10/16) ・健康づくり講習会 (10/26, 11/25)
	スポーツ育成事業		・服間地区スポーツ協会活動
歴史文化部	文化祭事業	600	・ふくま総合文化祭 (10/16)
	服間のお宝発掘事業		・小次郎公園お花見ちょうちん事業
	柳の滝維持管理事業		・柳の滝整備・観光地の管理、清掃 等
	ふくまブランディング事業		・「こじろうくんコーヒー」カフェ (武道まつり6/5、夏まつり8/6、文化祭10/16、ずい き祭り10/30、みなみdeカフェ11/5、歴史講座11/26)

第1号議案

令和4年度  
ふくま振興会一般会計

決 算 書

令和4年 4月 1日～令和5年3月31日

(単位：円)

科 目	当初予算額	決算額	予算差異	摘 要
収入	8,349,000	10,573,203	-2,224,203	
前年度繰越金	1,153,824	1,153,824	0	R3年度より
地域自治振興交付金	3,898,000	6,029,000	-2,131,000	事業交付金：3,753,000 除雪交付金：2,276,000
会 費	1,104,400	1,097,800	6,600	@2,200×499世帯(22町内)
市・県補助金	1,926,000	1,858,187	67,813	生活支援推進事業交付金：452,187 河川一斉清掃事業：206,000 防犯カメラ：200,000 エアガン：1,000,000
助成金	211,000	211,000	0	社協福祉推進員対策事業助成金
参加費・会費	50,000	95,000	-45,000	配食サービス・学級参加費
事業収入	0	56,200	-56,200	夏まつり寄付、小次郎カフェ
その他	5,776	72,192	-66,416	預金利息、コピー代、備品貸出料 他
【収入合計】	8,349,000	10,573,203	-2,224,203	

科 目	当初予算額	決算額	予算差異	摘 要
支出	8,349,000	9,477,628	-1,128,628	
総務広報部	2,540,000	2,305,453	234,547	
自治振興会運営に関する事業	900,000	808,634	91,366	活動保険、事務局運営費、事務用品 他
広報事業	160,000	149,354	10,646	「広報ふくま」発行
研修事業	180,000	146,351	33,649	公民館学級(4講座) 他
夏まつり事業	1,200,000	1,201,114	-1,114	ふくま夏まつり(小次郎公園)
今立4地区連携イベント事業	100,000	0	100,000	越前げんきフェスタ(中止)
防災安全部	400,000	493,463	-93,463	
安全防災環境整備事業	50,000	22,000	28,000	防災備品整備事業(3事業)
防災啓発活動事業	50,000	51,840	-1,840	防災備品補充
防犯灯補助事業	100,000	56,922	43,078	防犯灯電気料金補助(14町内)
見守り活動事業	200,000	362,701	-162,701	ポリスサンタ・防犯カメラ(2台)

科 目	当初予算額	決算額	予算差異	摘 要
生活環境部	1,585,000	3,797,395	-2,212,395	
狹隘道路の除排雪に関する事業	145,000	2,282,848	-2,137,848	除雪作業代(A路線) 除雪費町内助成(B路線)
町内整備事業	250,000	256,000	-6,000	7事業
有害鳥獣対策事業	930,000	1,000,000	-70,000	獣害対策エアガン配布
雪融けクリーン作戦事業	50,000	52,247	-2,247	各町内用具配布
河川一斉清掃事業	210,000	206,300	3,700	河川一斉清掃町内補助金
福祉部	1,700,000	1,336,637	363,363	
ふれあいいきいきサロン事業	250,000	224,000	26,000	サロン運営費助成(15町内)
おたっしや会事業	420,000	379,681	40,319	おたっしや会開催費
福祉ネットワークの強化事業	850,000	607,987	242,013	福祉ネットワーク会議・福祉推進員活動 助成
ふれあい食事サービス事業	180,000	124,969	55,031	配食サービス
青少年育成部	400,000	330,528	69,472	
集落子供会活動支援事業	70,000	10,000	60,000	子供会活動助成(1町内)
地域子供教室支援事業	170,000	180,652	-10,652	子ども教室のびのび服間っ子活動
青少年地域定着促進事業	80,000	73,720	6,280	新成人を祝う会 11人
新生児地域祝福事業	80,000	66,156	13,844	お祝い・記念品 5人
健康スポーツ部	600,000	489,368	110,632	
地区体育祭事業	400,000	307,634	92,366	ウォーキング大会(代替事業)
各種スポーツ愛好者大会事業	90,000	93,181	-3,181	世代間交流SMポーリング大会・囲碁ポ ール大会
健康づくり事業	50,000	28,553	21,447	健康づくり講習会 虫歯のない子表彰
スポーツ育成事業	60,000	60,000	0	服間地区スポーツ協会への助成
歴史文化部	800,000	724,784	75,216	
文化祭事業	350,000	350,138	-138	ふくま総合文化祭
服間のお宝発掘事業	50,000	45,869	4,131	小次郎公園活動費助成
柳の滝維持管理事業	100,000	100,000	0	遊歩道・滝周辺・登山道整備費助成(柳元 町)
ふくまブランディング事業	300,000	228,777	71,223	こじろうカフェ開催
予備費	324,000	0	324,000	
【支出合計】	8,349,000	9,477,628	-1,128,628	
当期収支差額	0	1,095,575		

第2号議案

令和5年度 ふくま振興会事業計画(案)

【地区のビジョン】 みんなでささえ合う いきいき服間の里づくり

部会 基本方針	事業名	事業内容及び実施時期
<b>【総務広報部】</b> 自治振興会組織の円滑な運営と社会教育事業の推進	・自治振興会運営に関する事業 ・広報事業 ・研修事業 ・夏まつり事業 ・今立4地区連携イベント事業	事務局運営、活動保険、自治連合会他 広報ふくま発行(毎月) 社会教育講座、男女共同参画事業 ふくま夏まつり(8月上旬) えちぜん元気フェスタ(10/1)
<b>【防災安全部】</b> 地区の安全防災	・安全防災環境整備事業 ・防災啓発活動事業 ・見守り活動事業 ・防犯灯補助事業	町内防災備品整備補助 防災訓練、防災研修、防災備品整備 服間っ子見守り活動 町内管理防犯灯電気料(委託外分)、設置補助
<b>【生活環境部】</b> 美しく住みよい環境づくり	・狭隘道路除排雪に関する事業 ・町内整備事業 ・鳥獣対策事業 ・雪解けクリーン作戦事業 ・河川一斉清掃事業	A路線及びB路線(降雪期) 町内実施の町内環境整備事業への補助 鳥獣害対策講習会等 各町内実施(用品配布)(3月) 各町内実施(費用補助)
<b>【福祉部】</b> 明るく楽しく元気よい福祉社会の実現	・ふれあいいきいきサロン事業 ・おたっしや会事業 ・福祉ネットワークの強化事業 ・ふれあい食事サービス事業	町内実施サロン活動支援(通年) おたっしや会(9/17) 町内福祉活動推進支援、福祉研修会など 独居、高齢者世帯配食
<b>【青少年育成部】</b> 明るく活力ある担い手の育成	・集落子供会活動支援事業 ・地域子供教室支援事業 ・青少年地域定着促進事業 ・新生児地域祝福事業	各町内子供会活動支援(通年) 子ども教室、のびのび服間っ子活動 新成人の集い、記念撮影(1月) 新生児へのお祝い(通年)
<b>【健康スポーツ部】</b> 笑顔と心の体づくり	・地区体育祭事業 ・各種スポーツ愛好者大会事業 ・健康づくり事業 ・スポーツ育成事業	体育祭(6/4) 世代間交流ニュースポーツ大会 健康講習会・虫歯のない子表彰 スポーツ活動推進(服間地区スポーツ協会)
<b>【歴史文化部】</b> 語り継ごう服間の歴史	・文化祭事業 ・服間のお宝発掘事業 ・柳の滝維持管理事業 ・ふくまブランディング事業	ふくま文化祭(10/22) 小次郎公園お花見事業 柳の滝、権現山登山道維持管理 小次郎の里、小次郎コーヒーPR



第2号議案

令和5年度  
ふくま振興会一般会計

予 算 書 ( 案 )

令和5年4月 1日～令和6年3月31日

(単位：円)

科 目	前年度当初予算額	前年度決算額	当年度予算額	摘 要
収入	8,349,000	10,573,203	7,100,000	
前年度繰越金	1,153,824	1,153,824	1,095,575	令和4年度より
地域自治振興交付金	3,898,000	6,029,000	3,923,000	事業交付金： 3,778,000 除雪交付金： 145,000
会 費	1,104,400	1,097,800	1,097,800	②,200× <del>502</del> <sup>499</sup> 世帯(22町内)
市・県補助金	1,926,000	1,858,187	926,000	河川一斉清掃事業：206000 生活支援推進事業交付金：720000
助成金	211,000	211,000	0	社協福祉推進員対策事業
参加費・会費	50,000	95,000	50,000	配食サービス・学級参加費
事業収入	0	56,200	0	
その他	5,776	72,192	7,625	預金利息、コピー代、備品貸出料 他
【収入合計】	8,349,000	10,573,203	7,100,000	

科 目	前年度当初予算額	前年度決算額	当年度予算額	摘 要
支出	8,349,000	9,477,628	7,100,000	
総務広報部	2,540,000	2,305,453	2,490,000	
自治振興会運営に関する事業	900,000	808,634	850,000	活動保険、事務局運営費、備品 他
広報事業	160,000	149,354	160,000	「広報ふくま」発行
研修事業	180,000	146,351	180,000	公民館学級(2講座)他
夏まつり事業	1,200,000	1,201,114	1,200,000	ふくま夏まつり開催費
今立4地区連携イベント事業	100,000	0	100,000	越前げんきフェスタ
防災安全部	400,000	493,463	250,000	
安全防災環境整備事業	50,000	22,000	50,000	防災備品整備事業
防災啓発活動事業	50,000	51,840	50,000	防災訓練、災害時備品補充
防犯灯補助事業	100,000	56,922	100,000	防犯灯電気料金補助・LED防犯灯設置助成
見守り活動事業	200,000	362,701	50,000	見守り活動
生活環境部	1,585,000	3,797,395	685,000	
狭隘道路の除排雪に関する事業	145,000	2,282,848	145,000	除雪作業代(A路線、B路線)
町内整備事業	250,000	256,000	250,000	町内整備事業費助成

令和5年度

ふくま振興会一般会計

令和5年4月1日～令和6年3月31日

## 予 算 書 ( 案 )

(単位：円)

科 目	前年度当初予算額	前年度決算額	当年度予算額	摘 要
有害鳥獣対策事業	930,000	1,000,000	30,000	鳥獣害対策
雪融けクリーン作戦事業	50,000	52,247	50,000	各町内用具配布
河川一斉清掃事業	210,000	206,300	210,000	河川一斉清掃町内助成
福祉部	1,700,000	1,336,637	1,570,000	
ふれあいいきいきサロン事業	250,000	224,000	250,000	サロン運営費助成
おたっしや会事業	420,000	379,681	420,000	おたっしや会開催費
福祉ネットワークの強化事業	850,000	607,987	720,000	福祉ネットワーク会議・福祉推進員活動費
ふれあい食事サービス事業	180,000	124,969	180,000	配食サービス
青少年育成部	400,000	330,528	400,000	
集落子供会活動支援事業	70,000	10,000	70,000	子供会活動助成
地域子供教室支援事業	170,000	180,652	170,000	子ども教室・のびのび服間っ子活動等
青少年地域定着促進事業	80,000	73,720	80,000	新成人祝福事業
新生児地域祝福事業	80,000	66,156	80,000	新生児お祝い・記念品
健康スポーツ部	600,000	489,368	600,000	
地区体育祭事業	400,000	307,634	400,000	体育祭
各種スポーツ愛好者大会事業	90,000	93,181	90,000	世代間交流スポーツ大会
健康づくり事業	50,000	28,553	50,000	健康まつり、健康づくり講習会等
スポーツ育成事業	60,000	60,000	60,000	服間スポーツ協会
歴史文化部	800,000	724,784	800,000	
文化祭	350,000	350,138	350,000	総合文化祭開催費
服間の宝発掘事業	50,000	45,869	50,000	小次郎公園活動費助成
柳の滝、権現山 観光ロード整備事業	100,000	100,000	100,000	遊歩道・滝周辺・登山道整備費(柳元町)
ふくまブランディング事業	300,000	228,777	300,000	小次郎の里、小次郎コーヒーPR活動
予備費	324,000	0	305,000	
【支出合計】	8,349,000	9,477,628	7,100,000	
当期収支差額	0	1,095,575		

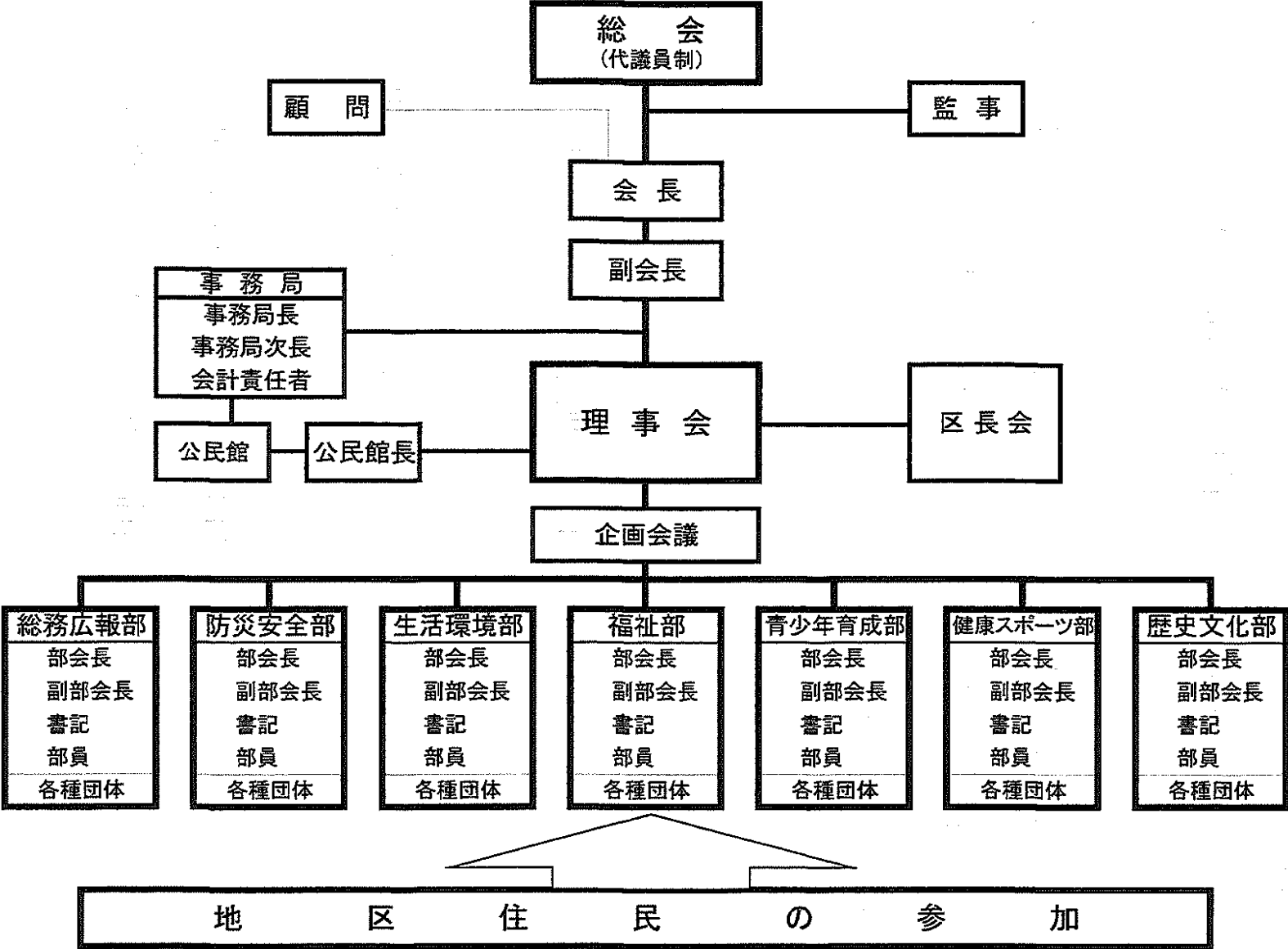
第3号議案

令和5年度ふくま振興会会費（案）について

1世帯 2,200円

会費の納入は、会則第6条第2項の規定に基づき、町内ごとに納入するものとする。町内ごとの世帯数は、各町内の区費徴収世帯とする。

ふくま振興会組織図



# ふくま振興会 振興事業計画体系表

みんなでささえ合う いきいき服間の里づくり

No.	部	地区の将来像	基本方針	実現のための事業	事業種別	実施年度		
						4	5	6
1-①	総務広報部	地域独自のコミュニティの形成	自治振興会組織の円滑な運営と社会教育事業の推進	自治振興会運営に関する事業(事務局)	基礎	○	○	○
1-②				広報事業	基礎	○	○	○
1-③				研修事業	基礎	○	○	○
1-④				夏まつり事業	協働	○	○	○
1-⑤				今立4地区連携イベント事業	協働	○	○	○
2-①	防災安全部	安全安心で住みよい服間のまちづくり	地区の安全防災	安全防災環境整備事業	協働	○	○	○
2-②				防災啓発活動事業	協働	○	○	○
2-③				見守り活動事業	協働	○	○	○
2-④				防犯灯補助事業	基礎	○	○	○
3-①	生活環境部	未来に残そう 水と緑の住みよいふるさとふくまの里づくり	美しく住みよい環境づくり	狭隘道路の除排雪に関する事業	基礎	○	○	○
3-②				町内整備事業	協働	○	○	○
3-③				鳥獣対策事業	協働	○	○	○
3-④				雪解けクリーン作戦事業	協働	○	○	○
3-⑤				河川一斉清掃事業	協働	○	○	○
3-⑥				地域環境に関する調査計画事業	協働	○	○	○
4-①	福祉部	やさしく思いやりのあるふくまの里づくり	明るく楽しく元気良い福祉社会の実現	ふれあいいきいきサロン事業	協働	○	○	○
4-②				おたつしゃ会(敬老会)	協働	○	○	○
4-③				福祉ネットワーク強化事業	協働	○	○	○
4-④				ふれあい食事サービス事業	協働	○	○	○
5-①	青少年育成部	ふるさとを愛する青少年を育むふくまの里づくり	明るく活力ある担い手の育成	集落子供会活動支援事業	協働	○	○	○
5-②				地域子供教室支援事業	協働	○	○	○
5-③				青少年地域定着促進事業	協働	○	○	○
5-④				新生児地域祝福事業	協働	○	○	○
6-①	健康スポーツ部	100まで元気で生きる健康づくり	笑顔と心の体力づくり。	地区体育祭事業	協働	○	○	○
6-②				各種スポーツ愛好者大会事業	協働	○	○	○
6-③				健康づくり事業	協働	○	○	○
6-④				スポーツ育成事業	協働	○	○	○
7-①	歴史文化部	服間を知ってもらおう、来てもらおう	語り継ごう服間の歴史	文化祭事業	協働	○	○	○
7-②				服間のお宝発掘事業	協働	○	○	○
7-③				柳の滝維持管理事業	協働	○	○	○
7-④				服間ブランディング事業	協働	○	○	○

# ふくま振興会会則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本会は、服間地区（以下「地区」という。）の住民が行政と協働し、自ら地区の将来像を考え、その実現に向けて行動することによって、住みよいまちづくりの推進と地域自治の振興に寄与することを目的とする。

### (名称)

第2条 本会は、ふくま振興会（以下「振興会」という。）と称する。

### (区域)

第3条 振興会の区域は、越前市服間小学校区内とする。

### (事務所の所在地)

第4条 振興会の事務所を、越前市藤木町第12号39番地の1の服間公民館内におく。

### (組織)

第5条 振興会の会員は、第3条に規定する区域に住所を有するすべての個人及び振興会の目的に賛同する地区内の事業所とする。

2 振興会は、年齢、性別、社会的地位の差別を排除し、会員の誰もが自由に活動に参加できるものとする。

3 振興会は、若者の積極的な参加を促し、合議制による民主的な組織運営を行うものとする。

### (会費)

第6条 振興会の会費は、総会において定めるものとする。

2 会費は、町内ごとに、毎年度6月末までに納入するものとする。

3 納入された会費は、理由のいかんにかかわらず、払い戻さない。

## 第2章 業務

### (事業)

第7条 振興会は、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 地域自治振興計画の策定及び見直しに関する事業
- (2) 地区内での広報活動に関する事業
- (3) 安全防災の徹底と住みよい地域づくりに関する事業
- (4) 環境美化と花と緑あふれる町づくりに関する事業
- (5) 地区民の相互扶助による福祉社会づくりに関する事業
- (6) スポーツの振興と健康づくりに関する事業
- (7) 地域参加による青少年健全育成に関する事業
- (8) 伝統文化の継承、歴史の顕彰・保全に関する事業
- (9) 社会教育に関する事業
- (10) その他目的達成に必要な事業

### 第3章 役員 (役員)

第8条 振興会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 監事 2名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 事務局次長 1名
- (6) 会計責任者 1名
- (7) 理事 30名以内

2 会長は、必要があると認めるときは、理事会に諮り顧問をおくことができる。

#### (役員を選任)

第9条 役員を選出方法は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、監事は、会員の中から、役員選考委員会により選考し、理事会において選出し、総会にて承認を得る。
- (2) 事務局長、事務局次長、会計責任者は、会員の中から理事会において決定し、会長が委嘱する。
- (3) 理事は、専門部会の部会長及び各区長並びに服間公民館長とする。
- (4) 顧問は、重要な事項について会長の諮問に応ずる。

#### (役員選考委員会)

第10条 役員選考委員会の委員は、5名以内とし、理事会にて理事の互選により選出し、委員の互選により委員長1名を選出する。

2 役員選考委員会は、会長、副会長、監事の候補者を会員の中より選考し、委員長は理事会に報告する。

#### (役員の仕事)

第11条 役員の仕事は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 会長は、振興会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 監事は、会計、資産の状況及び業務の執行状況を監査し、総会に報告する。なお、理事会に出席し意見を述べることができる。
- (4) 事務局長は、会務を処理し、理事会及び企画会議を運営する。
- (5) 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときはその職務を代行する。
- (6) 会計責任者は、振興会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- (7) 理事は、理事会を構成し、企画会議及び事務局より付議された事項を審議する。但し、公民館長は社会教育事業の指導・監督を行う。

(行政協力業務委託協定の締結)

第11条の2 会長は、越前市の行政協力業務の委託に関し、区域内の区長を代表して、市と協定を締結することができる。

(役員任期)

第12条 役員任期は1年とする。ただし、役員に欠員が生じたときは、補完を行うことができるものとし、補完された役員任期は前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、区長として理事の役を担っている場合、その任期は、区長の任期によるものとする。

3 役員再任は、妨げない。ただし、再任は理事を除き通算2回までとする。

4 役員は、任期満了の後も、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

#### 第4章 会議

(会議)

第13条 本会の会議は、総会、理事会、企画会議及び専門部会とする。

(総会)

第14条 総会は、代議員をもって構成する本会の最高の決議機関であって、この会則に定める事項のほか、振興会の目的を達成するために必要な重要事項を決議する。

2 総会の種類は、定期総会及び臨時総会の2種類とする。

3 定期総会は、毎年1回、会長が招集し開催する。

4 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、または、理事の2分の1以上の要求があったとき、会長の招集により開催する。

5 総会は、委任状を含め代議員の3分の2以上を超えたとき成立する。

6 総会決議は、出席者及び委任状の過半数の同意を以って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 地域自治振興計画の策定及び見直しの承認

(2) 会則の制定及び改正の承認

(3) 事業報告及び決算の承認

(4) 事業計画策定及び予算の承認

(5) その他総会に付議された事項

8 総会には、議長、書記それぞれ1名及び議事録署名人2名をおく。

9 議長は、出席代議員の中から会長が指名し、書記及び議事録署名人は、議長が指名する。

10 議長は、総会の議事を運営する。

11 書記は、総会の議事について議事録を作成し、議長及び議事録署名人2名の署名捺印を得るものとする。なお議事録は事務局が保管す



る。

1 2 代議員の数は、別表に定めるところによる。

(1) 代議員の数が複数の町内は、女性を1名以上選任する。

1 3 代議員は、各区長から振興会への届出制とし、その任期は1年とする。ただし、再任は、妨げない。

1 4 会長は、やむを得ない理由により定期総会又は臨時総会を開催することができないと認めるときは、書面による議決を行うことができる。

1 5 会長は、前項の規定による書面による議決を行うときは、あらかじめ書面議決の方法について、次条に規定する理事会において審議し、承認を得なければならない。

#### (理事会)

第15条 理事会は、会長、副会長、事務局長、事務局次長、会計責任者、監事及び理事をもって構成し、会長が招集し、次の事項について審議、決定する。

(1) 振興会運営の基本的な事項

(2) 地域自治振興計画の策定及び見直し

(3) 総会に付議する事項

(4) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、緊急を要する重要な事項について専決することができる。

3 理事会の議長は、会長があたる。

4 理事会の会議録は、事務局長が作成し保管する。

5 会長は、やむを得ない理由により理事会を開催することができないと認めるときは、書面による議決を行うことができる。

6 会長は、前項の規定による審議において、理事会の構成員の過半数の同意の意思表示があったときは、審議事項が承認されたものとみなす。

#### (企画会議)

第16条 企画会議は、会長、副会長、区長会長、事務局長、事務局次長、会計責任者及び専門部会長をもって構成し、会長が召集し、各専門部会から提案される事項及び事務局より提案される事項について審議し、理事会に提案する。

2 企画会議の議長は、会長があたる。

3 企画会議の議事録は、事務局長が作成し保管する。

#### (専門部会)

第17条 専門部会は、公募及び各種団体からの選出委員、町内選出の委員をもって構成し、部員の互選により、部会長1名、副部会長若干名、書記1名を選出する。

2 専門部会の部会長の任期は1年とし、再任は、妨げない。ただし、

再任は通算 2 回までとする。

- 3 専門部会は部会長が招集し、事業を企画、調整、運営する。
- 4 専門部会の部会長は、書記に会議録を作成させ、資料とともに事務局に提出するものとする。会議録は事務局において保管する。
- 5 専門部会の名称及び主たる事業は、それぞれ次のとおりとする。
  - (1) 総務広報部会  
振興会の統括・広報広聴事業・他の専門部会に属さない事業
  - (2) 防災安全部会  
地区の安全防災に関する事業
  - (3) 生活環境部会  
生活環境の美化及び保全に関する事業
  - (4) 福祉部会  
相互扶助による福祉社会の実現に関する事業
  - (5) 健康スポーツ部会  
青少年へのスポーツの振興・笑顔と心の体力づくり・有酸素運動の推進に関する事業
  - (6) 青少年育成部会  
明るく活力ある青少年を育てるまちづくり事業
  - (7) 歴史文化部会  
来て見て楽しめるまちづくり事業

## 第 5 章 会計

(会計)

第 18 条 振興会の経費は、会費、交付金、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2 振興会の経費は、総会で決議された予算に追加その他変更を加える必要が生じた場合は、理事会の承認により補正予算を調整することができる。

3 会長は、必要があると認めるときは、会計補佐をおくことができる。  
(会計年度)

第 19 条 振興会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終了する。

## 第 6 章 雑則

(情報等の公開及び広報)

第 20 条 振興会の会議等はすべて公開を原則とし、事業計画、事業報告、予算及び決算についても会員に広く周知するものとする。

2 会員は、振興会の会計帳簿及び議事録または会議記録を閲覧することができる。

(その他)

第 21 条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成18年5月18日より施行する。
- 2 平成18年度の会計年度は、本則の規定にかかわらず、施行の日から平成19年3月31日までとする。

附 則

- 1 この会則は、平成19年4月27日をもって改正する。

附 則

- 1 この会則は、平成20年4月25日をもって改正する。

附 則

- 1 この会則は、平成24年4月20日をもって改正する。

附 則

- 1 この会則は、平成28年4月28日をもって改正する。

附 則

- 1 この会則は、平成29年4月28日をもって改正する。

附 則

- 1 この会則は、平成31年4月25日をもって改正する。
- 2 第12条第3項及び第17条第2項の規定は、平成31年度（2019年度）から適用する。

附 則

- 1 この会則は、令和3年5月9日をもって改正する。

## 別表

算定基準	町名	代議員数	町名	代議員数
町内毎世帯数	朽飯町	5	西河内町	2
10世帯以下 1名	高岡町	2	室谷町	3
11世帯以上	藤木町	3	長谷町	3
20世帯未満 2名	領家町	3	北坂下町	2
20世帯以上	春山町	3	殿町	1
40世帯未満 3名	東檜尾町	2	大谷町	1
40世帯以上	波垣町	3	南中町	2
60世帯未満 4名	寺地町	3	赤谷町	2
60世帯以上 5名	横住町	4	水間町	2
(2名以上の町内は 女性1名以上)	清根町	1	柳元町	3
	相木町	2	市野々町	3
総 数	5 5			

世帯数は、毎年 2 月 1 日の住民基本台帳を基本に、理事会において協議した数とする。

**みんなでささえ合う  
いきいき服間の里づくり**

